

省エネ適判のある建築物の完了検査を受ける場合のお願い

省エネ適判のある建築物は、建築基準法第7条の2の完了検査時に省エネ適判の設計図書を現場との整合性を確認をいたします。

整合性の確認ができないと、完了検査済証が交付できません。

速やかに交付するため、下記の事項をご確認ください。

◎ 検査前

- 完了検査前に必要な書類は下記になります。建築基準法第7条の2の完了検査申請時にご提出ください。
 - 省エネ基準工事監理報告書
(仕様基準・標準計算・モデル建物法(小規模版)・モデル建物法・標準入力法)
 - 軽微変更説明書(軽微変更がある場合に限る。)

◎ 検査当日

- 下記の3点の方法により、設計図書と現場の整合性を確認します。
 - A 目視による立会確認
 - B 計測等による立会確認
 - C 施工計画書、納入仕様書、試験成績書等による確認
- 完了検査で下記の施工関連図書(納入仕様書等)が必要になります。検査当日、確認しますので現場事務所等にご用意ください。また、内容に関して質問をする場合がありますので設備担当の方に付添をお願いいたします。

検査対象部位	主な確認項目
断熱材	断熱材の種類、厚さ、設置状況
建具(サッシ、ガラス)	ガラス・建具・ドアの種類、寸法
	ブラインドボックス、庇の設置状況
空気調和設備 (エアコン、全熱交換器)	熱源機種、能力(定格能力・消費電力・燃料消費量)、台数 全熱交換効率、設計給気量・排気量
換気設備	換気方式、台数、送风量、電動機出力
照明設備	照明器具の種別、消費電力、台数、設置場所 在室検知制御、明るさ検知制御、タイムスケジュール制御
給湯設備	給湯用途、定格加熱能力、定格消費電力、台数 保温仕様、節湯器具仕様
昇降機	速度制御方式
太陽光発電設備	太陽電池の種類、アレイのシステム容量・設置方法 パネルの設置方位角・傾斜角

◎ 検査後

元々計算に算入されている設備が完了検査時に設置されていない、設備機器の仕様に変更され計算の数値と異なる等、図書と現場が相違している場合は**不適合**となります。

(【[検査済証を交付できない旨の通知書](#)】が交付される場合があります。)

不適合となった場合は軽微変更ルートA~Cのいずれかの変更手続きを行い、この手続きが完了しなければ完了検査済証が交付されません。

この手続きに数週間を要する場合がございますので、スケジュールは十分余裕をもって計画してください。